

司法制度改革推進本部顧問会議

座長 佐藤 幸治 殿

2004年2月2日

顧問会議

顧問 今井 敬

本日、所用につき顧問会議を欠席致しますので、本書をもって下記のとおりコメントを提出致します。

#### 記

審議予定とされる、(1)裁判員制度の導入、(2)刑事訴訟法及び検察審査会法の改正、(3)行政訴訟制度の見直し、(4)弁護士報酬の敗訴者負担制度の導入に関する提案については、各検討会で熱心にご議論いただいたうえでの、その総意に基づくものと承知しており、基本的にこれを支持する。今後、この基本的な枠組みに沿って立法化されることを望む。また、制度が適切かつ円滑に運用されるよう、国民への周知徹底を図る必要がある。加えて、法曹界においては、今回の司法制度改革の成果を充分活かし、国民から高い信頼を得られるよう一層努力されることを期待したい。

裁判員制度については、国民の司法参加の土壌がないわが国においては、司法制度の根幹に係る改革であるので付言する。

本制度は、国民一人ひとりが自立し、社会的責任を負うことが大前提になることから、制度の趣旨、長所や留意すべき点等を国民に適切に説明し、正しい理解を得ることが重要である。広く一般の国民が、裁判員の責務を果たすことを自らの義務として自覚し、本制度に主体的に参加する環境を醸成すべく、周知期間を長くとり、この間に政府・法曹界においては、模擬裁判を多く実施するなどの工夫を行い、報道機関はこれを積極的に報道することが望まれる。司法教育の充実も欠かせない。

なお、報道機関においては、裁判員に対する接触等について、高い倫理観をもって行われることが求められる。

以上